

改正後

改正前

調達様式第6号

(調達様式第6号)

年 月 日

質 問 書

購入請求課長 様・・・下記留意事項 1 の①の場合

物品管理室長 様・・・下記留意事項 1 の②の場合

(申請者)

登 録 番 号									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地
 商号又は名称
 代表者氏名
 電 話 番 号
 F A X 番 号
 担 当 者 名

下記案件につきまして質問しますので、回答をお願いします。

- 1 入札番号 〇〇入札第〇〇号
- 2 入 札 名 〇〇〇〇〇〇
- 3 質問内容

【留意事項】

- 1. 質問書提出場所
 - ①仕様書に関する事 → 購入請求課
 - ②執行・手続きに関する事 → 物品管理室

調達様式第6号

(調達様式第6号)

年 月 日

質 問 書

購入請求課長 様・・・下記留意事項 1 の①の場合

物品管理室長 様・・・下記留意事項 1 の②の場合

(申請者) 所 在 地
 商号又は名称
 代表者氏名
 電 話 番 号
 F A X 番 号
 担 当 者 名

印

下記案件につきまして質問しますので、回答をお願いします。

- 1 入札番号 〇〇入札第〇〇号
- 2 入 札 名 〇〇〇〇〇〇
- 3 質問内容

【留意事項】

- 1. 質問書提出場所
 - ①仕様書に関する事 → 購入請求課
 - ②執行・手続きに関する事 → 物品管理室
- 2. 押印する代表者の印影は、既に届出済の印影を使用すること。

改正後

調達様式第11号
(調達様式第11号)

一般競争入札参加申請書

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地 _____

商号 _____

代表者職氏名 _____

担当者職氏名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

一般競争入札に参加したいので下記のとおり申請します。

記

- 入札案件
 - 入札番号 入札第〇〇号
 - 調達物品名 〇〇〇〇
- 指名停止の有無
 - 本入札案件の入札公告日から本申請書の提出日までの間において、国、地方公共団体、特殊法人等から
指名停止期間中で ある ・ ない (※いずれかを○で囲むこと)
 - 指名停止期間中で「ある」場合、その機関名及び期間
・機関名
・期間 年 月 日 ~ 年 月 日
※指名停止の通知文書の写しを添付すること。
 - 本申請書提出後、年 月 日までの間に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合は、直ちに別添「指名停止に関する報告書」により報告します。

注 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

改正前

調達様式第11号
(調達様式第11号)

一般競争入札参加申請書

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所在地 _____

登録番号 () _____
商号 _____

代表者職氏名 _____[Ⓔ]

担当者職氏名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

一般競争入札に参加したいので下記のとおり申請します。

記

- 入札案件
 - 入札番号 入札第〇〇号
 - 調達物品名 〇〇〇〇
- 指名停止の有無
 - 本入札案件の入札公告日から本申請書の提出日までの間において、国、地方公共団体、特殊法人等から
指名停止期間中で ある ・ ない (※いずれかを○で囲むこと)
 - 指名停止期間中で「ある」場合、その機関名及び期間
・機関名
・期間 年 月 日 ~ 年 月 日
※指名停止の通知文書の写しを添付すること。
 - 本申請書提出後、年 月 日までの間に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合は、直ちに別添「指名停止に関する報告書」により報告します。

注 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。